

## 10 制度の長期的な安定のために

### 国保の都道府県単位化による国保制度の安定的な運営

|  |            |
|--|------------|
| 国民健康保険基盤安定対策費負担金（昭和 63 年度開始） <b>道</b>  | 健康安全局国保医療課 |
| 国民健康保険の被保険者の保険料（税）負担の緩和及び国民健康保険事業の基盤の安定化を図るため、低所得者の保険料（税）軽減相当額及び低所得者の数に応じて国民健康保険の財政状況その他の事情を勘案して算定した額に対して交付する。 |            |
| 交付先 市町村  |            |
| 負担区分 保険料(税)軽減分道 3/4、市町村 1/4<br>保険者支援分国 1/2、道 1/4、市町村 1/4   |            |
| (21,654,973 千円)  |            |

|  |            |
|--|------------|
| 国民健康保険財政安定化基金積立金（特別会計）（平成 27 年度開始）   | 健康安全局国保医療課 |
| 平成 30 年度から国民健康保険の財政運営を都道府県が担うことに伴い、予期せぬ給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、財政安定化基金を設置する。 |            |
| (340 千円)   |            |

|   |            |
|---|------------|
| 国民健康保険運営協議会運営事業費（特別会計）（平成 28 年度開始） <b>道</b> | 健康安全局国保医療課 |
| 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、設置する。             |            |
| (1,152 千円)                                  |            |

|   |            |
|---|------------|
| 国民健康保険保険給付費等交付金（特別会計）（平成 30 年度開始） <b>道</b>  | 健康安全局国保医療課 |
| 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律第 75 条の 2 に基づき、市町村等に対して交付する。                                |            |
| 交付先 市町村、広域連合  |            |
| 交付額 [普通交付金] ・保険給付費分<br>[特別交付金] ・国特別調整交付金分<br>・都道府県繰入金分（2 号分）<br>・特定健康診査・保健指導負担金分<br>・保険者努力支援制度分 |            |
| (413,672,806 千円)  |            |

### 医療費の適正化等に向けた取組

|   |            |
|---|------------|
| 保険者努力支援事業費（特別会計）（平成 30 年度開始） <b>道</b>                                   | 健康安全局国保医療課 |
| 国保の都道府県単位化に伴い、道も保険者の一員として、広域的に市町村の医療費の適正化を図る上で必要な支援を行い、道内全体の医療費の適正化を図る。 |            |

|  |              |
|--|--------------|
| 事業内容 収納率向上アドバイザーの派遣、KDB データの活用による医療費データの分析、広域的なレセプト二次点検の実施など | (314,361 千円) |
|--|--------------|

|   |            |
|---|------------|
| <b>道国保ヘルスアップ支援事業費（特別会計）（平成 30 年度開始）</b> <b>道</b>                                    | 健康安全局国保医療課 |
| 国保の都道府県単位化に伴い、保健事業を含む医療費適正化に向けた取組を推進していく必要があることから、道内市町村国保における保健事業の充実・推進に向けた取り組みを行う。 |            |
| 事業内容 特定健診実施率の向上のため、特定健診対象者ごとに特性に応じた健診の必要性を説明するなどの効果的な受診勧奨の実施。                       |            |
| (25,000 千円)   |            |

### 介護保険の安定的な運営に向けた環境づくり

|  |                |
|--|----------------|
| <b>介護保険給付費負担金</b> <b>道</b>   | 高齢者支援局高齢者保健福祉課 |
| 介護保険制度における介護給付及び予防給付に要する費用について、介護保険法第 123 条に基づき市町村に対し費用を負担する。            |                |
| 負担割合 保 険 50%（第 1 号被保険者 23%、第 2 号被保険者 27%）                                |                |
| 公 費 50%（国定率負担：居宅 20%・施設 15%、国調整交付金 5%、<br>道：居宅 12.5%・施設 17.5%、市町村 12.5%） |                |
| (64,034,618 千円)  |                |

|  |                |
|--|----------------|
| <b>介護保険財政安定化基金積立金</b>  | 高齢者支援局高齢者保健福祉課 |
| 市町村の保健財政における第 1 号被保険者の保険料の未納や給付費の見込み誤り等による財政不足について、資金の貸付、交付を行うため、財政安定化基金を設置する。 |                |
| (37,251 千円)  |                |

|  |                |
|--|----------------|
| <b>介護保険料軽減負担金（平成 27 年度開始）</b> <b>道</b>                                       | 高齢者支援局高齢者保健福祉課 |
| 介護保険制度における世帯非課税に対する 1 号保険料軽減に要する費用について、介護保険法第 124 条の 2 の規定により、市町村に対し費用を負担する。 |                |
| 負担区分 国 1/2、道 1/4、市町村 1/4   |                |
| (1,275,352 千円)   |                |

|  |              |
|--|--------------|
| <b>介護給付費・訓練等給付費負担金（平成 18 年度開始）「再掲」</b>               | 福祉局障がい者保健福祉課 |
| 障害者総合支援法に基づき、障がい者が利用する障害福祉サービス費用に対して市町村が行う給付への負担を行う。 |              |
| 負担区分 国 1/2、道 1/4、市町村 1/4                             |              |
| (36,820,418 千円)                                      |              |

## 後期高齢者医療制度の安定的な運営

|   |            |
|---|------------|
| 後期高齢者医療給付事業費負担金 <b>道</b>  | 健康安全局国保医療課 |
| (昭和 48 年 1 月国の制度開始…昭和 58 年 2 月新制度へ移行…平成 20 年 4 月新制度へ移行)             |            |
| 後期高齢者医療制度に加入する 75 歳以上の方及び 65 歳以上 75 歳未満で、一定の障がいのある方の医療費に要する経費を負担する。 |            |
| 交付先 北海道後期高齢者医療広域連合  |            |
| 負担割合 公費 5 割 (国 : 道 : 市町村 = 4 : 1 : 1)                               |            |
| 支援金 4 割   |            |
| 保険料 1 割   |            |
| (68,507,662 千円)   |            |

|  |            |
|--|------------|
| 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 (平成 20 年度開始) <b>道</b>                                       | 健康安全局国保医療課 |
| 後期高齢者医療制度の被保険者の保険料負担の緩和を図るため、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者に対して行う保険料の軽減措置相当額に対して負担する。 |            |
| 交付先 市町村  |            |
| 負担割合 道 3/4、市町村 1/4   |            |
| (13,850,003 千円)  |            |

|   |            |
|---|------------|
| 後期高齢者医療高額医療費支援事業費負担金 (平成 20 年度開始) <b>道</b>                            | 健康安全局国保医療課 |
| 高額医療の発生に伴う北海道後期高齢者医療広域連合の財政リスクの緩和を図るため、一定額を超える医療費のうち保険料で賄う部分について負担する。 |            |
| 交付先 北海道後期高齢者医療広域連合  |            |
| 交付対象額 80 万円を超える医療費  |            |
| 負担割合国 1/4、道 1/4、北海道後期高齢者医療広域連合(保険料)1/2                                |            |
| (4,137,554 千円)  |            |

|   |            |
|---|------------|
| 後期高齢者医療財政安定化基金積立金 (平成 20 年度開始)  | 健康安全局国保医療課 |
| 見込みを上回る給付費増や保険料未納による財源不足及び保険料の増加抑制に対し、北海道後期高齢者医療広域連合に交付・貸付を行うための財政安定化基金を設置する。 |            |
| (681,197 千円)  |            |

|  |            |
|--|------------|
| 高齢者の医療の確保に関する法律施行事務費 <b>道</b>                                      | 健康安全局国保医療課 |
| (昭和 57 年度開始…平成 20 年 4 月新制度へ移行)                                     |            |
| 後期高齢者医療の適正化に向けた取組を行い、後期高齢者医療費対策の推進を図る。                             |            |
| 事業内容 レセプト点検実地指導、後期高齢者医療事務技術的助言等、後期高齢者医療事務担当職員会議の開催、後期高齢者医療受給資格障害認定 |            |
| (4,956 千円)   |            |